

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨・背景

坂戸市では、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的指針として、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度を計画期間とする坂戸市教育振興基本計画を策定しました。なお、この計画については「第6次坂戸市総合振興計画」に合わせ1年延長しております。

この間、外国語教育やICT*を活用した教育を充実させるとともに、小・中学校等の老朽化対策の工事やエアコンの整備など、児童生徒の教育環境の整備も推進してまいりました。

一方で少子高齢化やグローバル化、ICT*等の技術革新など、社会状況は大きく変化し、様々な課題に対応する必要があります。

このような中、国では平成30(2018)年6月に「第3期教育振興基本計画」を策定し、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを教育政策の中心に据えて取り組むこととしています。

埼玉県では、令和元(2019)年7月に「第3期埼玉県教育振興基本計画」を策定し、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を基本理念として掲げ、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様な学び(「豊かな学び」)で、人生や社会の未来を切り拓く力を育む(「未来を拓く」)ことを目指すこととしています。

坂戸市においても、教育を取り巻く社会の動向や、前計画の成果と課題などとともに、「第7次坂戸市総合計画」及び「坂戸市教育大綱」、国・県の教育振興基本計画などを踏まえながら、「第2次坂戸市教育振興基本計画」を策定し、教育のより一層の振興を図ります。

◇教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

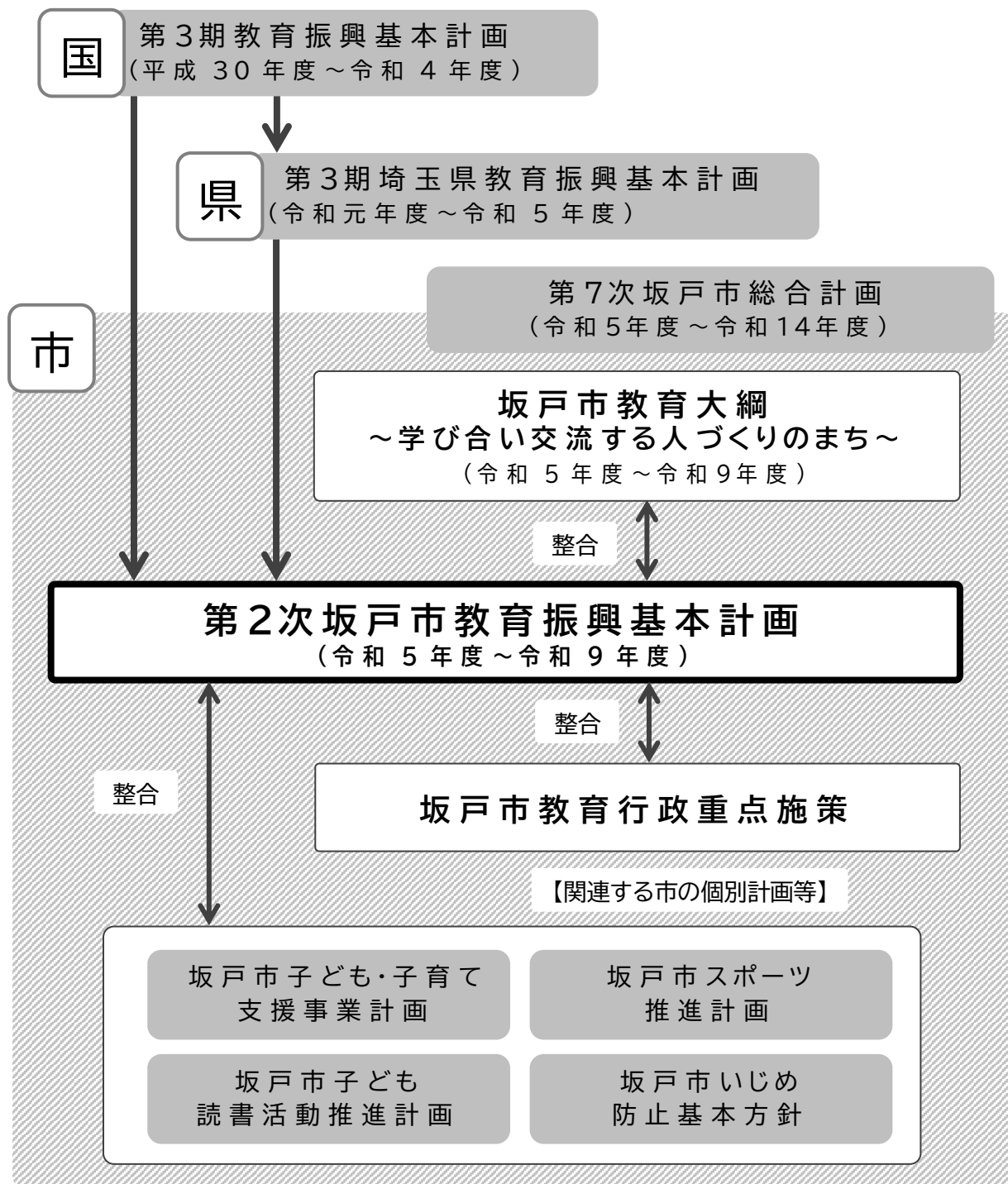
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第2節 計画の位置付け等

1 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき「坂戸市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として策定するもので、坂戸市の現状と課題を踏まえ、今後5年間における坂戸市の教育の振興に関する基本的な方向性を示すものです。

■計画関連図



2 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

■計画の対象期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2次坂戸市教育振興基本計画						
				見直し	次期計画(令和10年度～)	
第7次坂戸市総合計画 基本構想(令和5年度～令和14年度)						
前期基本計画(令和5年度～令和9年度)						
実施計画(3年:毎年度ローリング)						
→			→		→	
→		→			→	
→	→		→			→
→				→		

※各「次期計画」の期間は変更となる場合があります。

3 計画の対象分野

本計画において対象とする分野は、「学校教育」「社会教育、文化の振興・文化財の保護」「青少年の健全な育成」「スポーツ・レクリエーション」に関するものとします。

第3節 国・県の動向

1 国の第3期教育振興基本計画

国では、平成30年6月15日付けで、「第3期教育振興基本計画（対象期間：平成30年度～令和4年度）」を閣議決定し、教育政策を推進しています。

◇第3期教育振興基本計画

＜第3期教育振興基本計画の5つの基本的な方針＞

生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの基本的な方針が打ち出されています。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

資料：文部科学省

2 埼玉県の第3期教育振興基本計画

埼玉県では、「第3期埼玉県教育振興基本計画（令和元年度～令和5年度）」を策定し、この第3期計画では、第2期計画の成果と課題などを踏まえ、国の第3期教育振興基本計画を参酌しながら、令和元年度～令和5年度の5年間に取り組む本県教育の目標と施策の体系を示しています。

◇第3期埼玉県教育振興基本計画

＜第3期埼玉県教育振興基本計画の10の基本目標＞

第3期埼玉県教育振興基本計画では、基本理念「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」のもとに、10の目標を示しています。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 確かな学力の育成 | 6 質の高い学校教育のための環境の充実 |
| 2 豊かな心の育成 | 7 家庭・地域の教育力*の向上 |
| 3 健やかな体の育成 | 8 生涯にわたる学びの推進 |
| 4 自立する力の育成 | 9 文化芸術の振興 |
| 5 多様なニーズに対応した教育の推進 | 10 スポーツの推進 |

資料：埼玉県教育局教育政策課

3 教育を取り巻く社会状況の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20（2008）年をピークとして減少しており、令和 12（2030）年にかけて 20 代、30 代の若い世代の人口減少が加速し、高齢化がさらに進行すると予測されています。

一方で、医療体制の充実、医学の進歩等により、平均寿命は著しく伸長し、人生 100 年時代の到来も予測されています。人口減少・少子高齢化が進展する中で、社会の活力を維持・発展させていくためには、一人一人が生涯にわたって学び合い、地域や社会の課題解決のために活動していくことなどが必要になると考えられます。

(2) 急速な技術革新

近年、情報通信技術（ICT^{*}）などの分野における技術革新は目覚ましく、IoT や AI 等をはじめとする技術革新がより一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）時代が到来するといわれています。このことにより、ICT^{*}をはじめとした先端技術を活用し、社会の変化に対応することのできる教育の充実が求められています。また、ICT^{*}の進歩により、子どもたちにとってグローバル化や新たなコミュニケーション及び知識を習得できる反面、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのインターネット上での犯罪に巻き込まれたり、いじめを受けるなどの問題も発生しています。こうした状況から、自分に必要な情報を取捨選択できる能力の育成などが重要な課題となっています。

(3) グローバル化の進展

情報通信や交通分野での技術革新により、人々の生活圏も広がっています。新型コロナウイルス感染症の影響を除けば、訪日外国人旅行者数は増加傾向にあります。このような状況に対応するため、外国語におけるコミュニケーション能力など、グローバルに活躍することのできる人材の育成が求められています。

(4) 子どもの貧困対策

経済的格差による子どもの貧困問題は引き続き大きな課題となっています。家庭の社会経済的背景と子どもの学力などには相関関係が見られるとの研究もあり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが求められています。

(5) 地域、家庭状況の変化

核家族化など家族形態の変容や、ライフスタイル^{*}の多様化などにより、地域における人々の関係が希薄化し、地域における孤立化や、家庭・地域の教育力^{*}の低下、異なる世代との交流、様々な体験の機会の減少が指摘されています。

(6) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development GOALS：SDGs）」は、令和 12（2030）年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指した国際目標です。SDGs では持続可能な社会を実現するための 17 の目標が設定されており、坂戸市においても、SDGs の考えを取り入れた取組の推進が求められています。

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響

世界規模で感染が拡大した新型コロナウイルスについて、我が国においても令和 2（2020）年 1 月に最初の感染者が確認されました。それ以降、感染が急速に拡大し、緊急事態宣言が発出される事態となるなど、社会経済だけでなく日常生活にも大きな影響を及ぼしています。本市においても公民館や図書館などの多くの公共施設が休館になるなど、大きな影響が出ています。

学校教育においては新型コロナウイルス感染症対策を講じつつも、子どもたちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要であり、学校・家庭・地域と連携を図りながら、教育活動を継続して行くことが求められています。

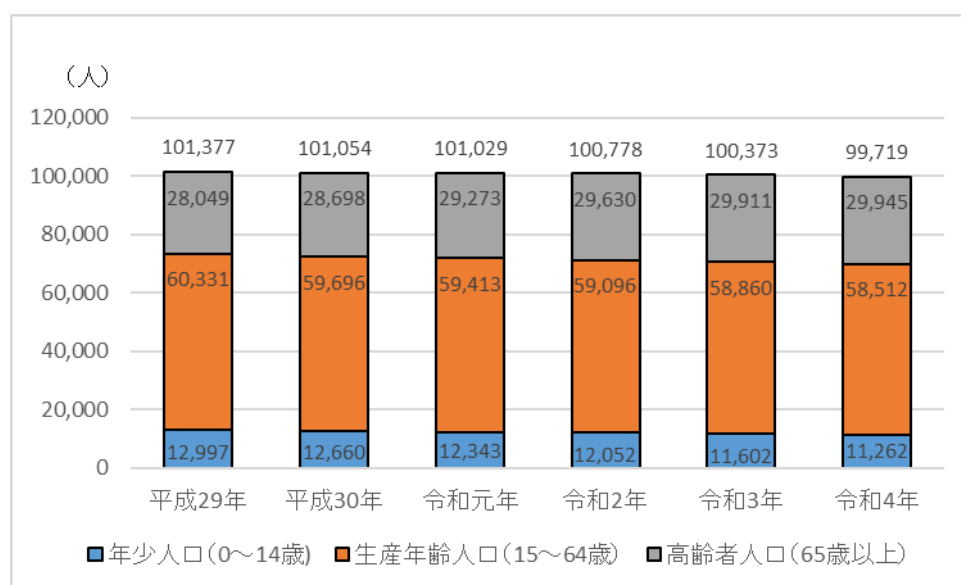
第4節 坂戸市の教育を取り巻く状況

I 人口の推移

坂戸市の令和4年4月1日現在の人口は99,719人で、平成29年以降減少が続いています。

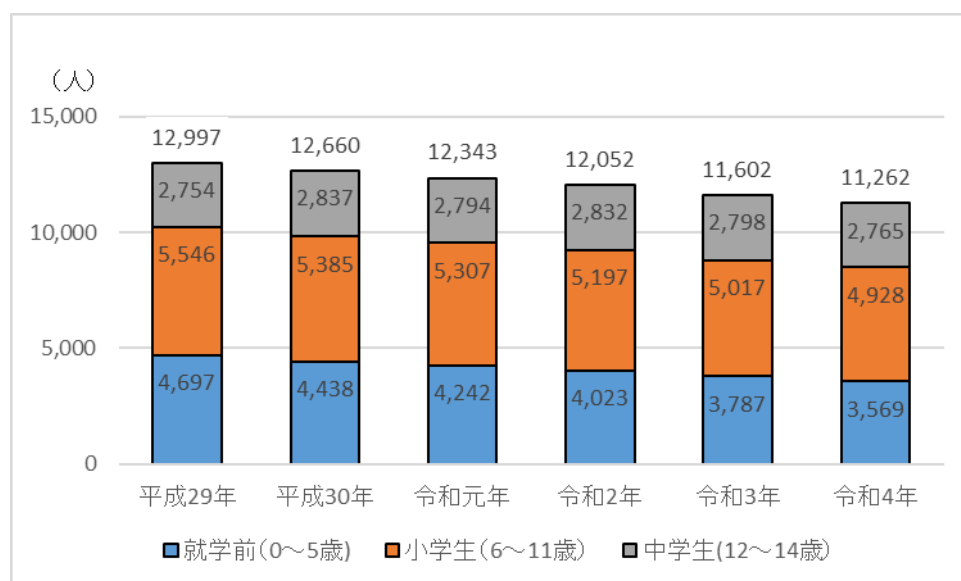
0～14歳人口の推移を見ると、平成29年から令和4年にかけて減少が続いており、特に就学前（0～5歳）の減少が著しくなっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：市民課（各年4月1日現在）

■0～14歳人口の推移



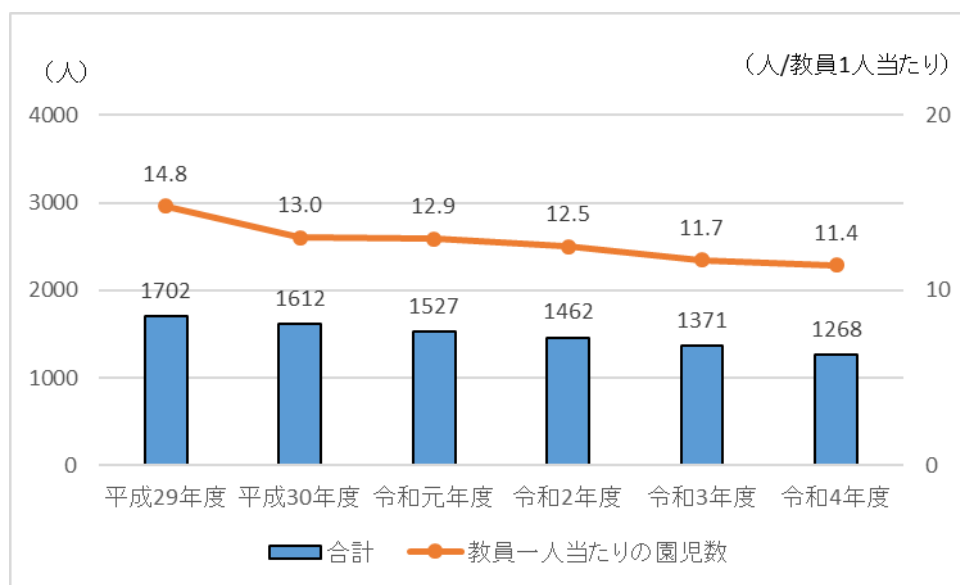
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 学校教育

(1) 幼稚園の状況

市内の幼稚園（私立含む）については、園児数及び教員1人当たり園児数はゆるやかに減少しています。

■園児数と教員1人当たり園児数の推移

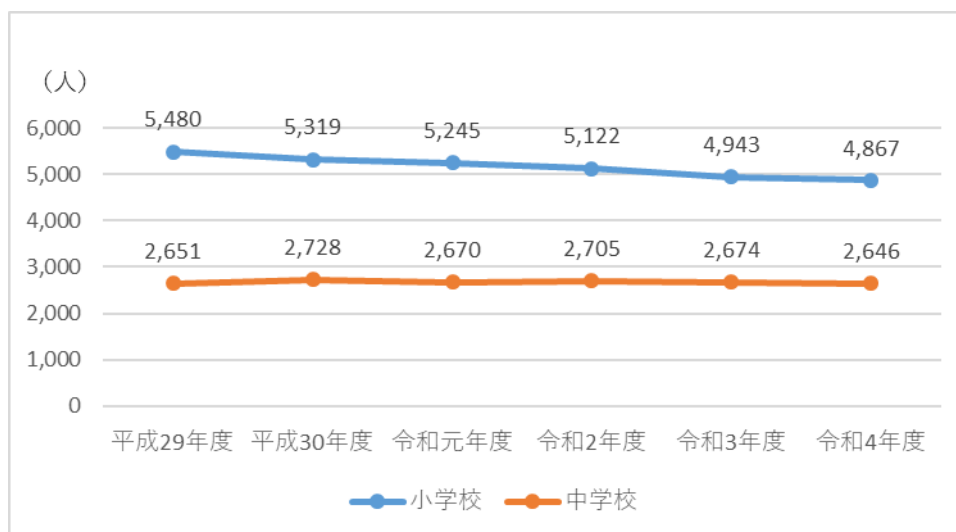


資料：教育総務課（各年度5月1日現在）

(2) 小中学校の児童生徒数

小学校児童数は減少傾向にあり、令和4年度は4,867人となっています。中学校生徒数は横ばい傾向にあり、令和4年度は2,646人となっています。

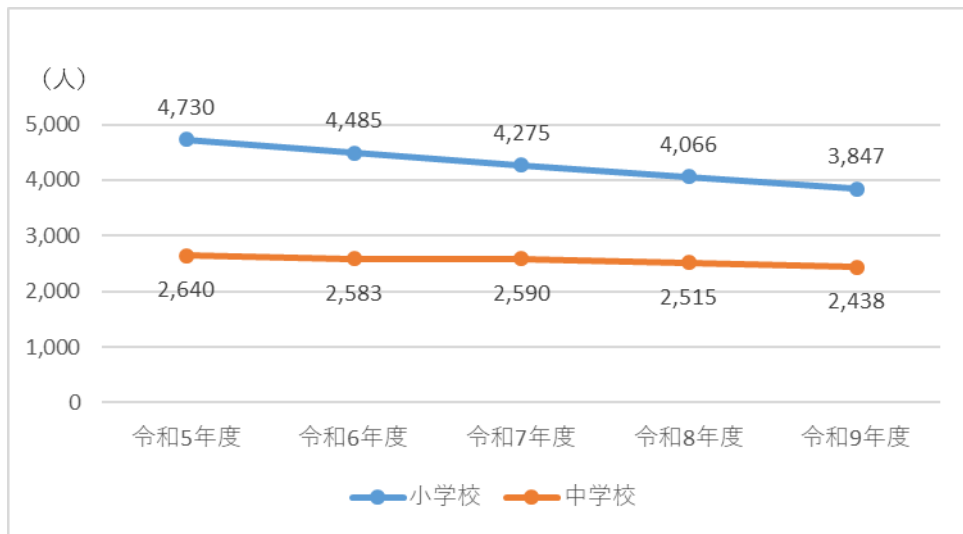
■児童生徒数の推移



資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

小学校児童数は、令和5年度から令和9年度にかけて800人以上の減少が予測されています。中学校生徒数も減少する予測です。

■児童生徒数の推計

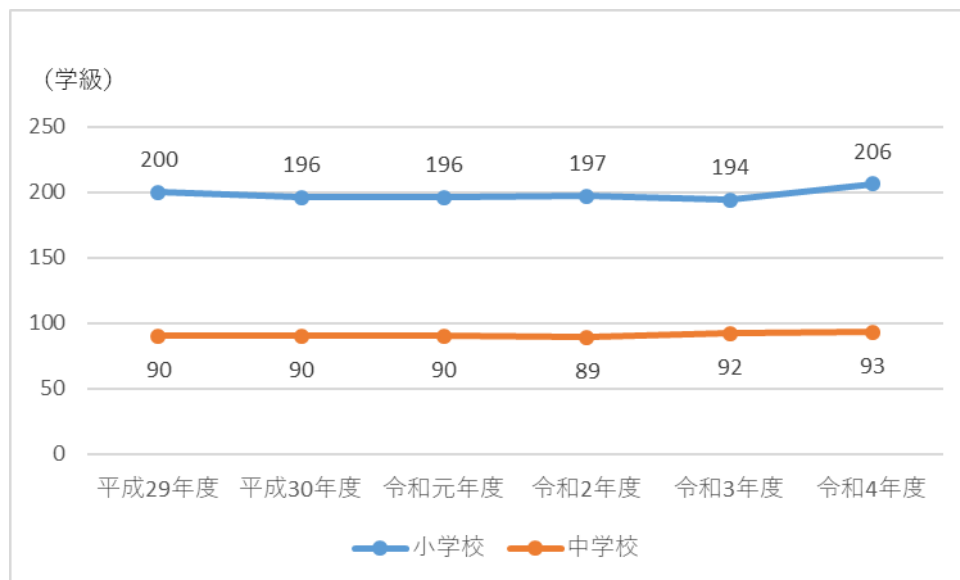


資料：令和4年4月1日現在学齢簿統計による推計値

(3) 小中学校の学級数

令和4年度の小学校の学級数は206学級、中学校は93学級で、平成29年度以降、年度による増減はありますが、ほぼ横ばいの状態となっています。

■学級数の推移

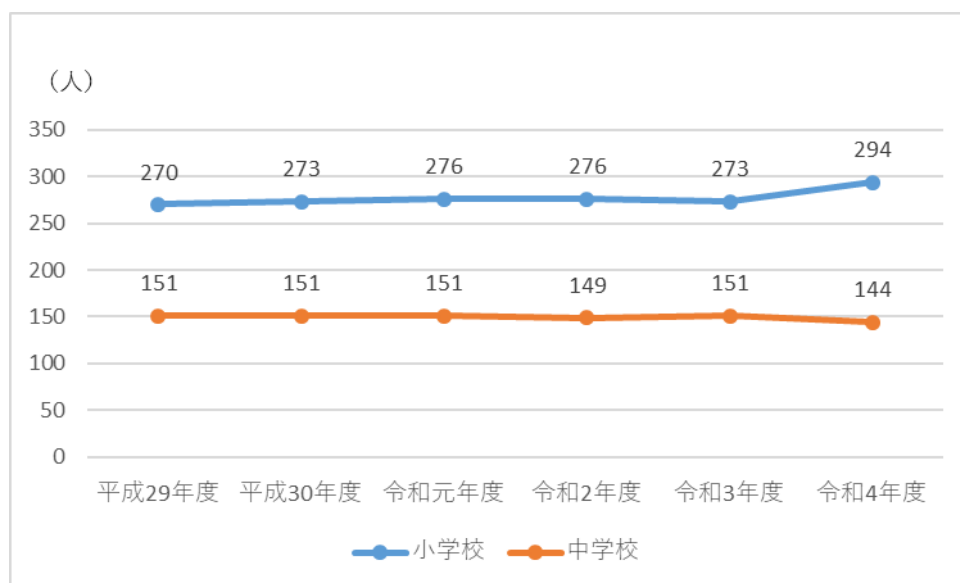


資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(4) 小中学校の教員数

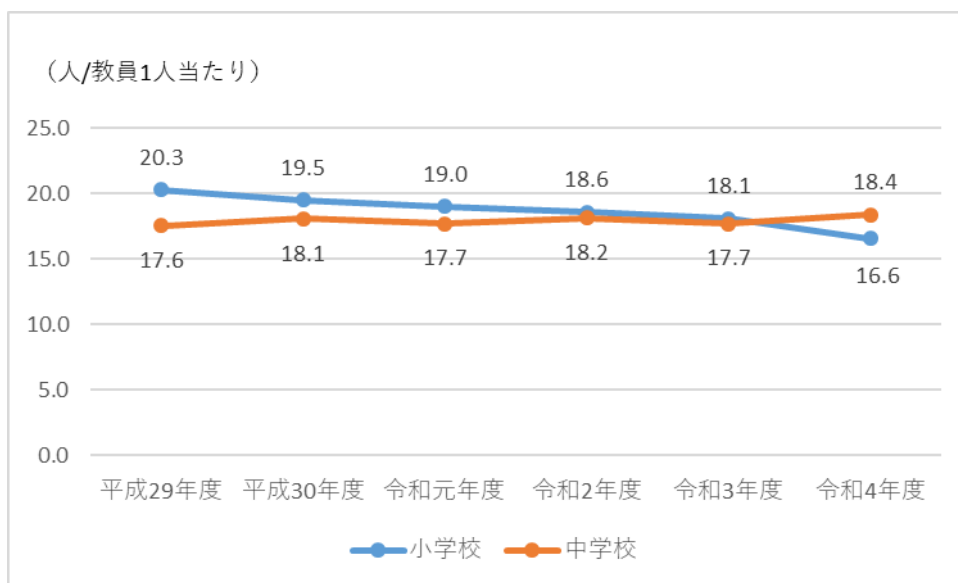
令和4年度の小学校の教員数は294人、中学校の教員数は144人で、平成29年度以降ほぼ横ばいで推移しています。また、教員1人当たり児童生徒数は小学校が16.6人、中学校が18.4人となっています。

■教員数の推移



資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

■教員1人当たり児童生徒数の推移

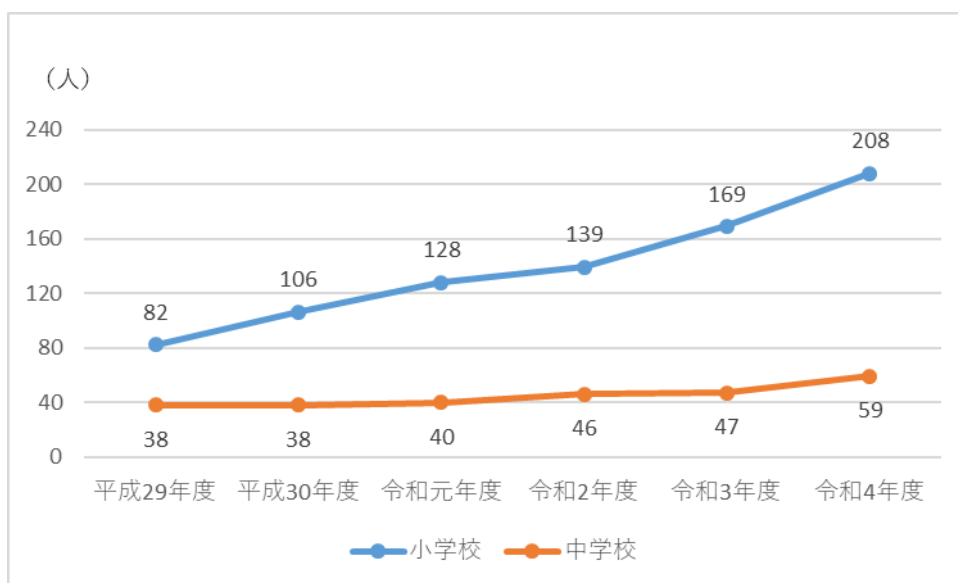


資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(5) 特別支援学級在籍の児童生徒数

令和4年度における市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学校が208人、中学校が59人となっています。小、中学校ともに増加しており、特に小学校は平成29年度から約2.5倍に増加しています。

■特別支援学級在籍児童生徒数の推移

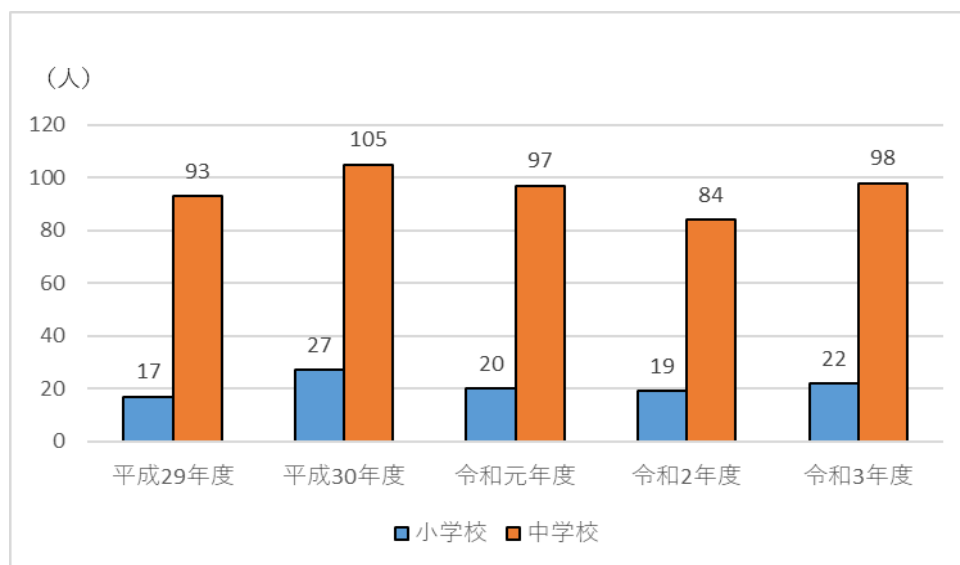


資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(6) 不登校の児童生徒数

令和3年度の不登校児童生徒数は小学校が22人、中学校が98人となっており、年度による増減はありますが、平成29年度以降、小、中学校ともに、ほぼ横ばいの状態となっています。

■不登校児童生徒数の推移

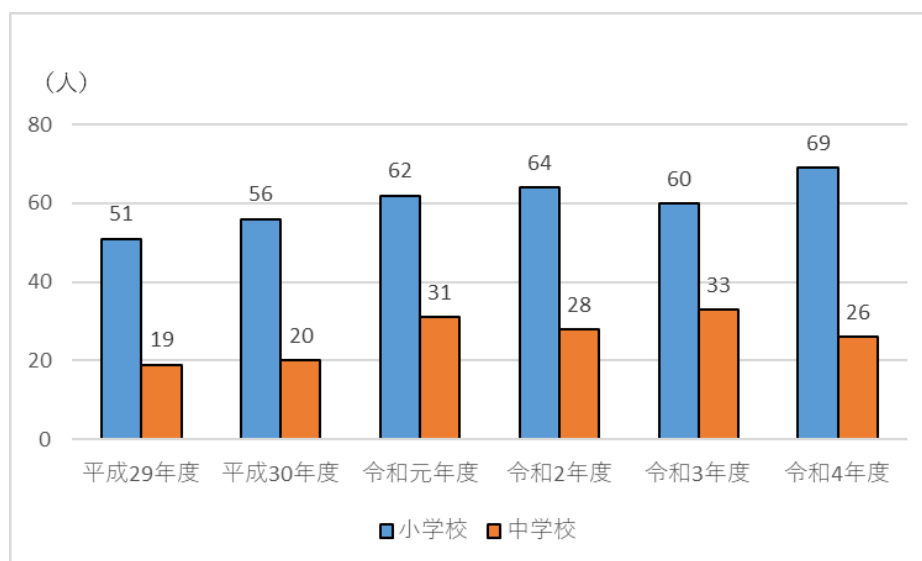


資料：学校教育課（各年度3月31日現在）

(7) 外国籍の児童生徒数

市内の外国籍の児童生徒数は、令和4年度が小学校で69人、中学校で26人となっており、年度による増減はありますが、平成29年度以降、小、中学校ともに増加の傾向がみられます。

■外国人児童生徒数の推移



資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

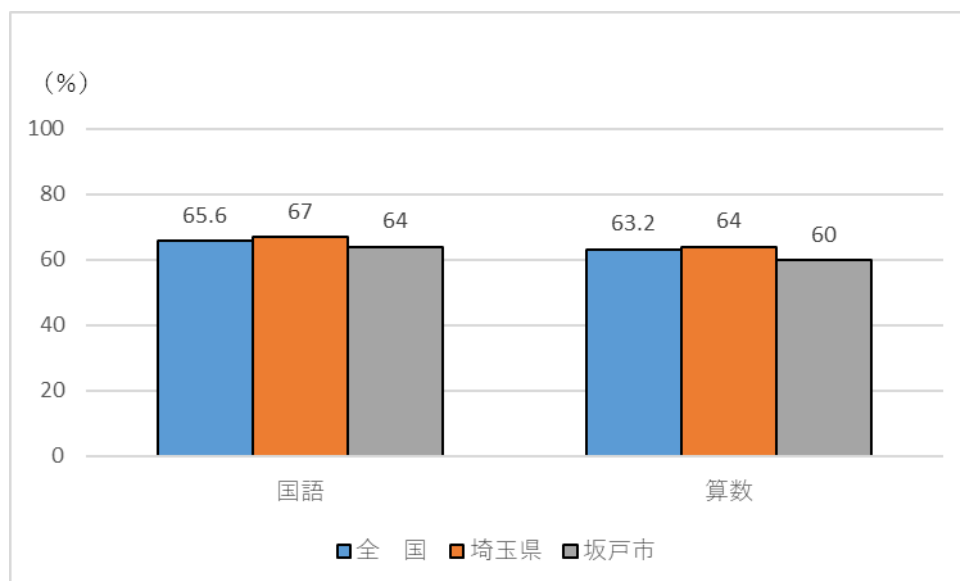
(8) 学力の状況

令和4年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学校では、国語、算数のいずれの教科も全国や埼玉県 averages を下回っています。

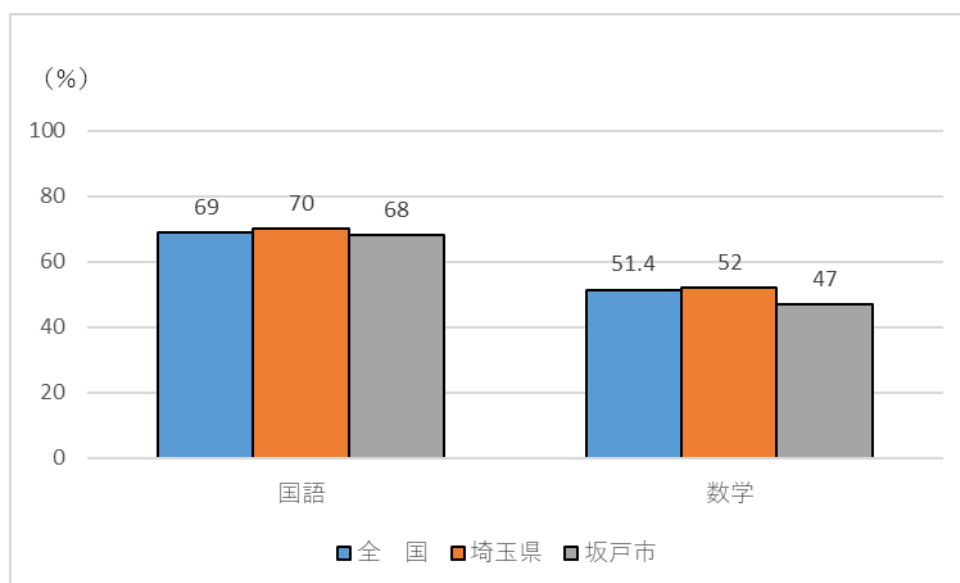
中学校でも、国語、数学のいずれの教科も全国や埼玉県 averages を下回っています。

■令和4年度 全国学力・学習状況調査の結果

<小学校>



<中学校>



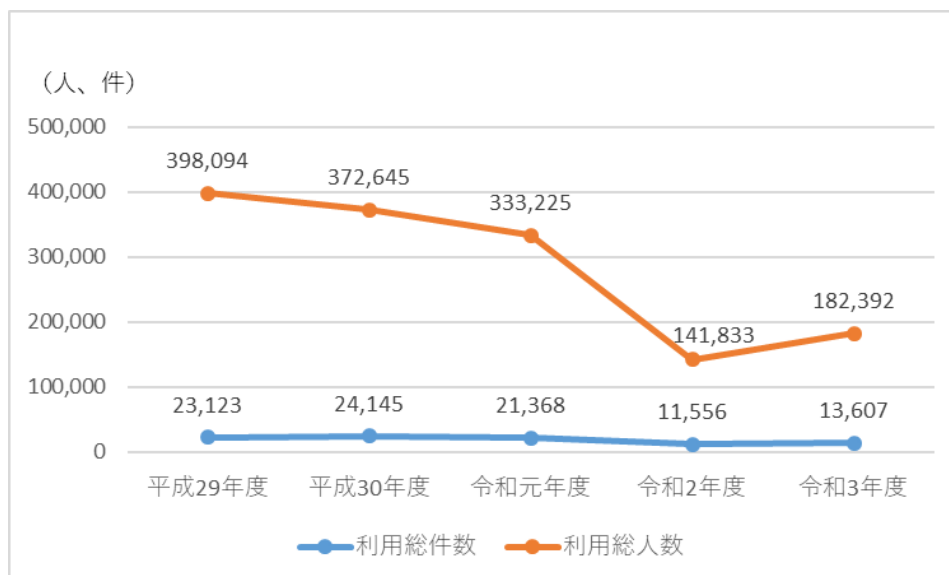
資料：埼玉県義務教育指導課

3 社会教育、文化の振興・文化財の保護

(1) 公民館の利用状況

令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休館等により、利用総件数、利用総人数ともに減少しています。

■公民館の利用総件数と利用総人数の推移



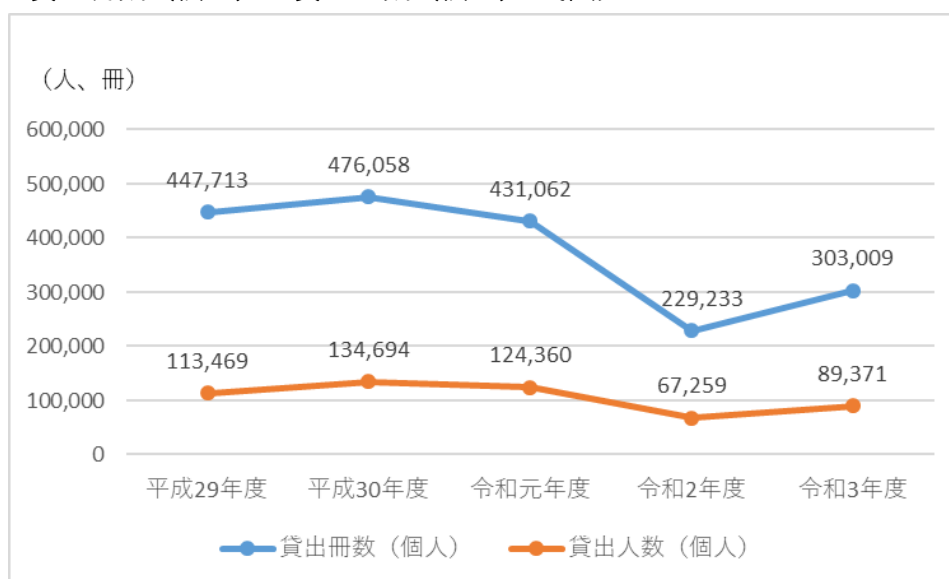
※入西地域交流センターの数値を含みます。

資料：中央公民館

(2) 図書館の利用状況

図書館の貸出冊数(個人)、貸出人数(個人)ともにほぼ横ばいの傾向にありましたが、令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために休館した期間があるため、いずれの数値も大きく減少しています。

■図書館の貸出冊数(個人)と貸出人数(個人)の推移

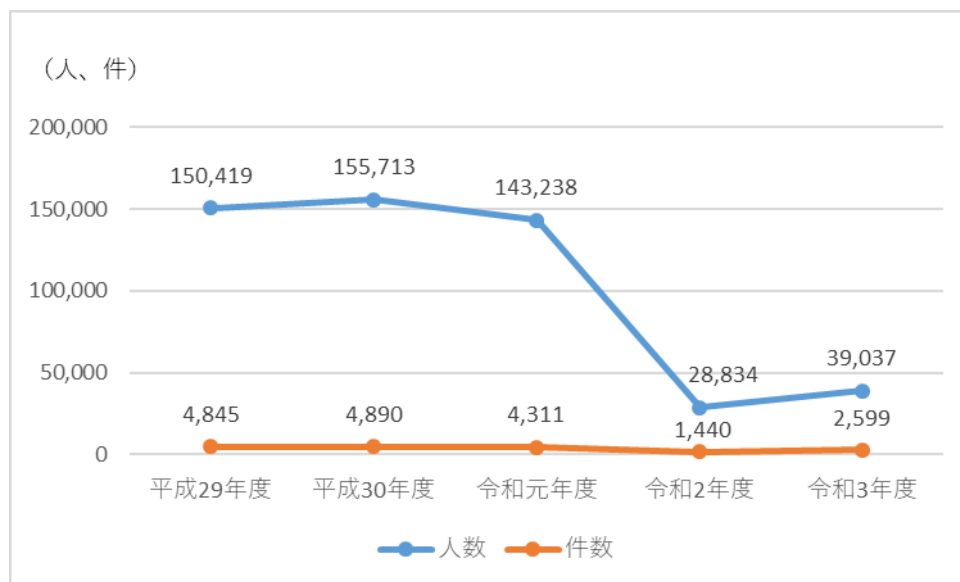


資料：図書館

(3) 坂戸市文化会館の利用状況

坂戸市文化会館の利用について、利用総人数は減少傾向にあり、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休館等により、令和2年度及び令和3年度は大きく減少しています。

■坂戸市文化会館の利用総人数と利用総件数の推移

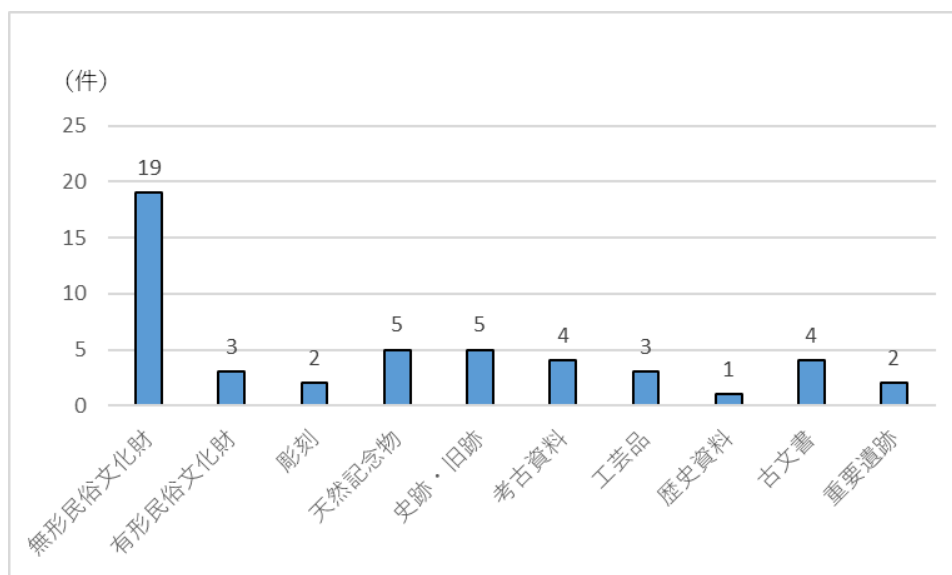


資料：市民生活課

(4) 指定文化財等の状況

令和4年4月1日現在で、埼玉県又は坂戸市が指定等をしている文化財の状況は、神楽や獅子舞などの無形民俗文化財が19件、天然記念物*と史跡・旧跡がそれぞれ5件など、合計で48件となっています。

■指定文化財等の件数



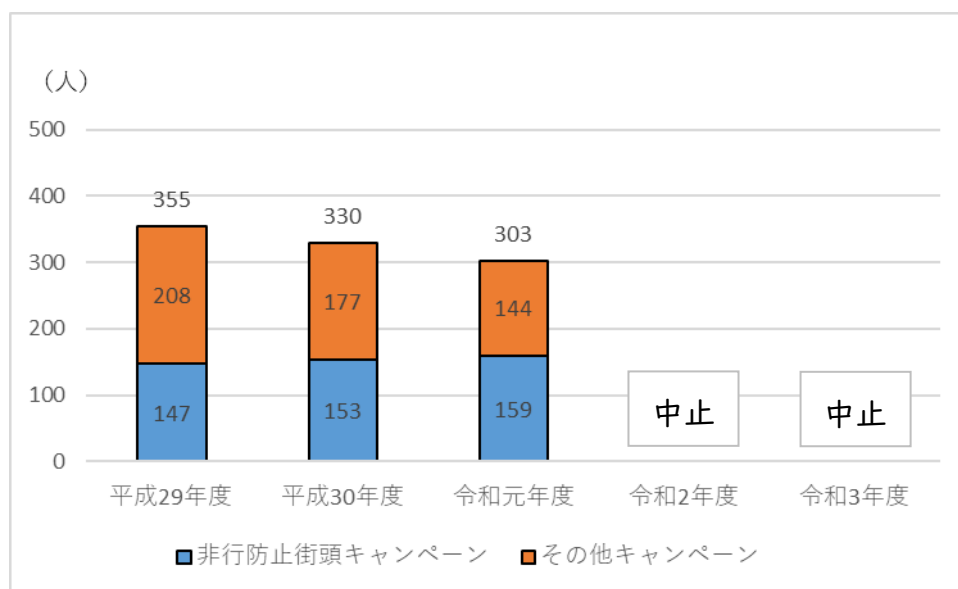
資料：社会教育課（令和4年4月1日現在）

4 青少年の健全な育成

(1) 非行防止キャンペーン等の状況

非行防止キャンペーンとして、7月に坂戸駅、北坂戸駅、若葉駅における街頭キャンペーンのほか、市民体育祭、公民館文化祭会場等で実施しています。キャンペーン等の参加者数は、非行防止街頭キャンペーンではおおむね横ばいで推移していますが、その他のキャンペーンが年度による増減が大きいことから、キャンペーン等の合計参加者数も年度により増減しています。令和2年度・令和3年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を中止しています。

■キャンペーン等の参加者数の推移



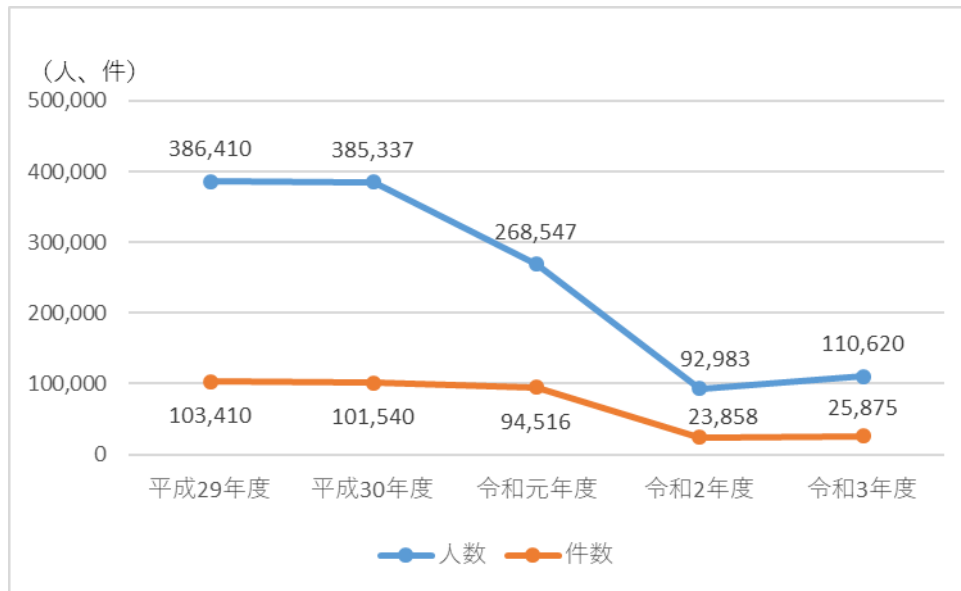
資料：社会教育課

5 スポーツ・レクリエーション

(1) 市民総合運動公園の利用状況

市民総合運動公園の利用について、利用総人数、利用総件数とも平成30年度までは、ほぼ横ばいでしたが、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休館等により、利用総人数、利用総件数ともに大幅に減少しています。

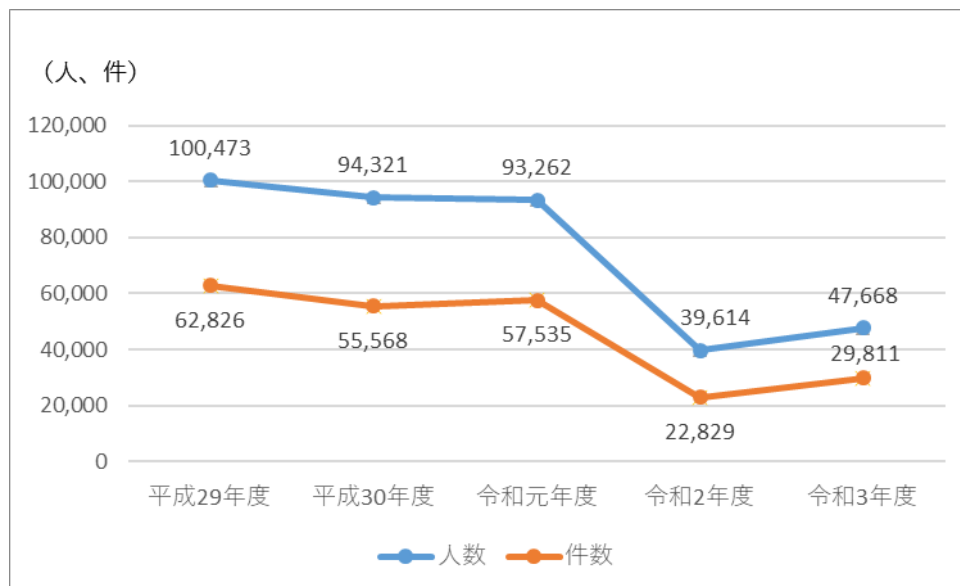
■市民総合運動公園の利用総人数と利用総件数の推移



(2) 健康増進施設の利用状況

健康増進施設の利用について、利用総人数、利用総件数とも平成30年度までは、ほぼ横ばいでしたが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休館等により、利用総人数、利用総件数ともに大幅に減少しています。

■健康増進施設の利用総人数と利用総件数の推移



資料：スポーツ推進課